

食品等流通合理化対策債務保証事業

趣旨

公益財団法人食品等流通合理化促進機構は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（食品等流通法）に基づく認定食品等流通合理化事業のほか、各種法律に基づく認定事業の実施等に必要な資金について、民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう債務保証事業を行っています。

事業の概要

保証対象者

下記事業を実施する食品事業者の方等

保証対象事業

下記事業の実施等に必要な資金において、民間金融機関からの借入れが対象です。

- ① 食品等流通法に基づく認定食品等流通合理化事業
- ② 中心市街地活性化法に基づく認定食品流通円滑化事業
- ③ 中小企業等経営強化法に基づく承認経営革新事業又は認定経営力向上事業
- ④ 物流総合効率化法に基づく認定総合効率化事業
- ⑤ 地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業
- ⑥ 農商工等連携促進法に基づく認定農商工等連携事業
- ⑦ 米粉・工サ米法に基づく認定生産製造連携事業
- ⑧ 六次産業化・地産地消法に基づく認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業
- ⑨ 輸出促進法に基づく認定輸出事業
（このほか、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務）

保証料率

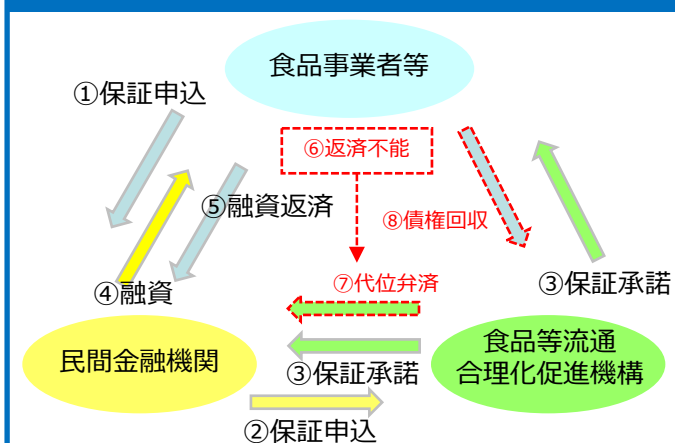
対象者の経営状況等に応じて、年0.8%を上限として設定いたします。

保証限度額、保証期間

保証限度額は、最大で約4億円（基金残高相当額）
保証期間は最長で20年まで可能（設備資金の場合）

手続きの概略図

（※法律に基づく事業の認定後）



債務保証の事例

水産加工業者Aは養殖業者Bと水産物の安定的取引を実施するため、事業の実施に必要な水産加工場の整備に必要な経費の一部として民間金融機関から融資を受け、その融資の90%を債務保証

